

6 改正後の条例第三条第一項ただし書の規定は、改正前の条例の規定により平成十三年七月の月分の手当の支給を受けた者及び東京都の区域内の他の特別区又は市町村（以下「都内の区市町村」という。）に住所を有していた者で都内の区市町村においてこの条例による手当と同種の手当で平成十三年七月の月分の手当の支給を受けたものについては、適用しない。

（説明）

心身障害者福祉手当の支給要件を改め、支給時期を変更するとともに、支給対象とする特殊疾病を追加する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第九十号

港区立学校設置条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十二年十一月二十一日

提出者 港区長 原 田 敬 美

港区立学校設置条例の一部を改正する条例

港区立学校設置条例（昭和三十年港区条例第六号）の一部を次のように改正する。

| | | | | | |
|-------|---|---|-------|---|-------------|
| 別表第二中 | 同 | 同 | 芝浜中学校 | 同 | 三田三丁目五番二十四号 |
| | 同 | | 港 中学校 | 同 | 三田四丁目十三番十号 |

を

同 三田中学校 同 三田四丁目十三番十号

に改める。

付 則

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

（説明）

芝浜中学校及び港中学校を統合し、新たに三田中学校を設置するため、本案を提出いたします。

議案第九十一号

港区立伊豆健康学園条例を廃止する条例

右の議案を提出する。

平成十二年十一月二十一日

提出者 港区長 原 田 敬 美

港区立伊豆健康学園条例を廃止する条例

港区立伊豆健康学園条例（昭和五十四年港区条例第十七号）は、廃止する。

付 則

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

（説明）

伊豆健康学園を廃止するため、本案を提出いたします。

議案第九十二号

港区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十二年十一月二十一日

提出者 港区長 原 田 敬 美

港区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

港区青少年問題協議会条例（昭和四十年港区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法（昭和二十八年法律第八十三号）第五条」を「地方青少年問題協議会法（昭和二十八年法律第八十三号）第一条」に改める。

付 則

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

（説明）

中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第百二号）の施行による青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法（昭和二十八年法律第八十三号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第九十三号

港区監査委員条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十二年十一月二十一日

提出者 港区長 原 田 敬 美

港区監査委員条例の一部を改正する条例

港区監査委員条例（昭和三十九年港区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「基づく監査」の下に「又は法第二百三十五条の二第一項の規定に基づく検査」を加え、「つど」を「都度」に改め、「監査」の下に「又は検査」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、緊急に監査又は検査を行う必要があると認められるときは、この限りでない。

第三条第二項に次のただし書を加える。